

計画の性格

東京都保健医療計画は、医療法に定める「医療計画」を含むものであり、東京都の保健医療に関し、施策の方向を明らかにする「基本的かつ総合的な計画」として策定  
(医療法第30条の4)

計画期間

平成25年度から平成29年度まで (5年ごとに改定)  
※第6次医療法改正により、6年に改正(医療法第30条の6)

記載事項(医療法30条4の2)

- 5疾病5事業及び在宅医療に係る目標、医療連携体制及び住民への情報提供推進策  
 ※5疾病：がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患  
 5事業：救急医療・災害における医療・へき地の医療・周産期医療・小児医療(救急含む)
- 医師、看護師等の医療従事者の確保
- 医療の安全の確保
- 二次医療圏、三次医療圏の設定
- 基準病床数の算定 等

都の医療圏

地域の保健医療ニーズに対して、都民に最も適切な保健医療サービスを提供していく上での圏域として、一次、二次及び三次の保健医療圏を設定

一次

区市町村の区域

地域住民の日常生活を支える健康相談、健康管理、疾病予防や頻度の高い一般的な傷病の治療など、住民に密着した保健医療サービスを、福祉サービスと一体となって総合的、継続的に提供していく最も基礎的な圏域

二次

複数の区市町村を単位とする13の医療圏 (区部7、多摩5、島しょ1)

入院医療を圏域内で基本的に確保するとともに、医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的、専門的な保健サービスとの連携などにより、都民に包括的な保健医療サービスを提供していく圏域

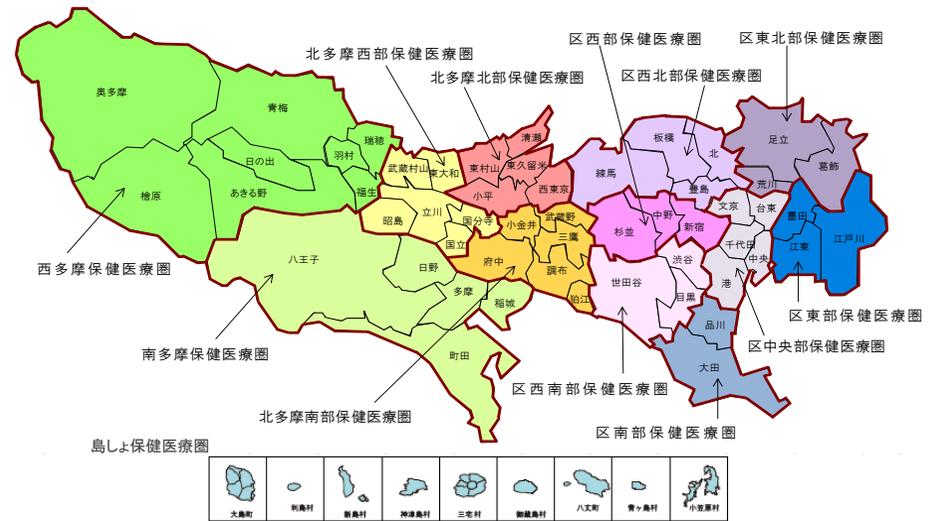
三次

東京都全域

一次二次の保健医療体制との連携の下に、特殊な医療提供を確保するとともに、東京都全域での対応が必要な保健医療サービスを提供する上での区域

保健医療圏と基準病床数

二次保健医療圏



(療養病床及び一般病床)

二次保健医療圏	構成区市町村	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	基準病床数 (床)
区中央部	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区	63.55	757,562	5,258
区南部	品川区、大田区	82.18	1,058,675	8,091
区西南部	目黒区、世田谷区、渋谷区	87.89	1,349,960	9,847
区西部	新宿区、中野区、杉並区	67.84	1,190,628	10,548
区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬区	113.93	1,872,170	14,218
区東北部	荒川区、足立区、葛飾区	98.24	1,329,308	9,617
区東部	墨田区、江東区、江戸川区	103.55	1,387,392	8,329
西多摩	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町	572.71	395,785	3,017
南多摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市	324.52	1,419,575	10,144
北多摩西部	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	90.25	641,246	3,844
北多摩南部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市	95.82	1,001,519	7,285
北多摩北部	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	76.59	727,753	5,252
島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	400.97	27,815	177
計		2,187.65	13,159,388	95,627

(精神病床)

区分	基準病床数 (床)
都全域	21,956

(結核病床)

区分	基準病床数 (床)
都全域	398

(感染症病床)

区分	基準病床数 (床)
都全域	130

○ 資料：総務省「国勢調査」(平成22年)  
 国土交通省国土地理院「平成22年全国都道府県市区町村別面積調」  
 ○ 基準病床数は、現行の保健医療計画(平成25年度～29年度)における基準病床数